

- 2013 全日本 470 級ヨット選手権大会東北予選会
- 2013 全日本スナイプ級ヨット選手権大会東北予選会
- 2013 東北シングルハンド級ヨット選手権
- 2013 東北学生個人ヨット選手権

2013 東北ヨット選手権大会 帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本競技会には、『2013 - 2016 セーリング競技規則』（以下、「規則」という）に定義された規則を適用する。ただし、これらの規則等のうち、本帆走指示書（以下、「指示」という）によって変更されたものを除く。
- 1.2 各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項は適用しない。
- 1.3 規則87に基づき、470クラス規則の規則E4.3 (b) を次のように変更する。
国際470級学連仕様艇については「ラダー・ラダーブレードの厚みは、最小 20 mm・最大 24 mmの均一な厚さでなければならない」を削除する。

2. 競技者への通告

- 2.1 競技者への通告はマリーナ管理棟に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書の変更は、それが発行する当日の各種目の予告信号の 60 分前までに掲示されるものとする。
- 3.2 レース日程の変更は、それが発行する前日の 19:00 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、管理棟西側のポールに掲揚される。
- 4.2 音響 1 声と共に掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、離岸してはならない」ことを意味する。ただし、D 旗がクラス旗の上に掲揚された場合、そのクラスのみ適用する。
- 4.3 指示 5.1 に示された個別のレースに対して、A P 旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の 30 分前までに D 旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは、時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

- 5.1 レースの日程は、次のとおりとする。

種 目	予告信号予定時刻	
	6 月 29 日 (土)	6 月 30 日 (日)
	第 1 レース	当日の最初のレース
国際 470 級	12:25	9:55
国際スナイプ級	12:30	10:00
シングルハンド A 級	12:35	10:05

- 5.2 1 日の最大のレース数は 3 レースとする。
- 5.3 引き続きレースを行う場合、艇に注意を喚起するために、予告信号が発する 5 分以前に、音響一声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.4 6 月 30 日 (日) のレースは、14:01 より後に予告信号を発しない。

6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

種 目	クラス旗
国際 470 級	470 級の記章を記した白色旗
国際スナイプ級	スナイプ級の記章を記した白色旗
シングルハンド A 級	シーホッパー級の記章を記した白色旗

7. レース・エリア

添付図 1 にレース・エリアの位置を示す。

8. コース

- 8.1 添付図 2 の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇（以下 RC 信号艇）に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。
- 8.3 艇の帆走すべきコースは次のとおりとする。コースを示す旗は、予告信号以前もしくは同時に RC 信号艇に掲揚する。
 - (1) 数字旗 1: コース 1
 - (2) 数字旗 2: コース 2

9. マーク

- 9.1 マーク 1, 2, 3 は、三角錐の黄色ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、レース・コミッティボート（以下、RC 艇と略す）とし、スタート・アウトサイド・マークはオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは RC 艇とし、フィニッシュ・アウトサイド・マークはオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示 1.1 に規定する新しいマークは三角錐の赤色のブイとする。

10. スタート

- 10.1 レースは、規則 26 を用いて、予告信号をスタート信号の前 5 分とし、スタートさせる。
- 10.2 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールの間とする。
- 10.3 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、スタート・エリアを回避しなければならない。
- 10.4 スタート信号後 4 分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。
これは規則 A4 を変更している。
- 10.5 U 旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の 1 分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これは規則 26 を変更している。
- 10.6 ゼネラル・リコールの際、艇に知らせるため RC 信号艇以外の RC 艇にも第一代表旗を掲揚・降下する場合がある。ただし、その場合、音響信号は発せられない。また、当該 RC 艇が行う第一代表旗の降下については、規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとする。これは規則レース信号および 29.2 を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。なお、レグの長さの変更を示す「+」及び「-」の掲示はおこなわない。これは規則 33 (b) を変更している。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、RC 艇のオレンジ旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークの間とする。

13. ペナルティー方式

- 13.1 規則 42 違反に対し付則 P を適用する。
- 13.2 指示 19 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問無しに P T P と記録し、（順位 + 3）点または（参加艇数 + 1）点のいずれか小さいほうの得点を与えることがある。これは規則 63.1 および A5 を変更している。

14. タイム・リミットと目標時間

- 14.1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	目標時間
70 分	30 分	45 分

- 14.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合には、レースを中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは、規則 62.1(a) を変更している。
- 14.3 先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走して、フィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。この項は規則 35、A4 および A5 を変更している。
- 14.4 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を艇に知らせるため、レース委員会の RC 信号艇以外の RC 艇にも N、N+A あるいは N+H 旗を掲揚することがある。ただし、RC 信号艇以外の当該 RC 艇が行う N 旗の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は降下の 1 分後に発する。」の意味は持たないものとし、音響の無声も無視されるものとする。これは規則レース信号および 32.1 を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書は、マリーナ管理棟内のレース・オフィスで入手できる。抗議は抗議締切時間内に提出しなければならない。
- 15.2 それぞれの種目に対して、抗議締切時刻はその日の最終レース終了後 60 分とする。これらの時刻は公式掲示板に掲示される。同じ抗議締切時刻を、レース委員会及びプロテスト委員会によるすべての抗議及び救済要求に適用する。この項は規則 61.3、62.2 を変更している。
- 15.3 審問の当事者であるか、また証人として名前があげられている競技者に通告するために、抗議締切時刻後 30 分以内に通告を掲示する。審問はプロテスト・ルームにて、掲示した時刻に始められる。
- 15.4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b) に基づき伝えるために掲示する。
- 15.5 指示 13.1 に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 15.6 指示 10.3、13.2、14.1、17、18、19、20、21、22 及び 25 の違反は、艇による抗議あるいは救済の要求の根拠とはならない。この項は、規則 60.1(a) を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することができる。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語は、DPI である。
- 15.7 レースを行う最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。
 - (a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には抗議締切時間内。
 - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後 15 分以内。
この項は、規則 66 を変更している。
- 15.8 プロテスト委員会の判決に対する救済要求は判決の掲示から 15 分以内でなければならない。これは規則 62.2 を変更している。

16. 得点

- 16.1 本大会は、各種目とも 5 レース予定し、1 レースで成立とする。
- 16.2 艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。これは付則 A2 を変更している。
- 16.3 参加艇数とは、本大会に参加が認められた艇の数とする。
- 16.4 東北学生個人ヨット選手権の成績は、各種目の総合成績より、対象艇の着順を抽出し再計算される。この場合の参加艇数は、本大会に参加が認められた対象艇の数とする。

17. 安全規定

17.1 チェックインとチェックアウト

(a) レースに参加しようとする艇長は、出艇前にレース・オフィスにて「出艇申告書」にサインしなければならない。出艇申告はその日の最初のスタート予告信号予定時刻の60分前より受け付ける。帰着後、その日に再出艇する場合も同様に出艇申告をしなければならない。

(b) 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに、レース・オフィスに用意される「帰着申告書」にサインしなければならない。(修理等による一時帰着は除く)「帰着申告書」は、それぞれの種目のレース終了後60分間用意される。ただし、レース委員長の裁量により、この時間を延長することがある。

17.2 レースからリタイアした艇は、帰着後速やかに「リタイア報告書」を提出しなければならない。また、実行可能であればレース・エリアから離れる前にRC艇に伝えること。

18. 装備の交換

18.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許さない。交換の要請は、最初の妥当な機会に行わなければならない。

18.2 艇が自ら救助を求める場合は、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ること。

18.3 レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的に救助を行うことができる。

19. 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

20. 支援艇

20.1 艇の支援要員が支援艇を用いる場合は、事前にレース委員会に登録しなければならない。

20.2 支援艇は、RC艇の運行を妨げてはならない。また、レース委員会からの要請がない限り、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュまたはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼナラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースしているエリアの外側にいなければならない。

20.3 指示 20.2、20.3 に従わなかった場合、違反した者に関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられることがある。

20.4 大会期間中に競技艇を支援する艇及び者が、規則 69 に違反した場合は、関連するすべての艇に対しペナルティーが課せられる。

21. ごみの処分

艇はごみを支援艇および大会運営艇に渡してもよい。

22. 無線通信

緊急の場合を除き、艇はレース中無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用する。

23. 賞

各種目の総合成績 1 位に優勝杯(持ち回り)と、1 位から 3 位までに賞状を授与する。

24. 責任の否認

競技者は、自分自身の責任で参加する。規則 4「レースすることの決定」参照。

主催団体及びこれに関わるすべての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタの前後、期間中において受けた物理的損害または身体障害もしくは死亡にたいして責任を否認する。

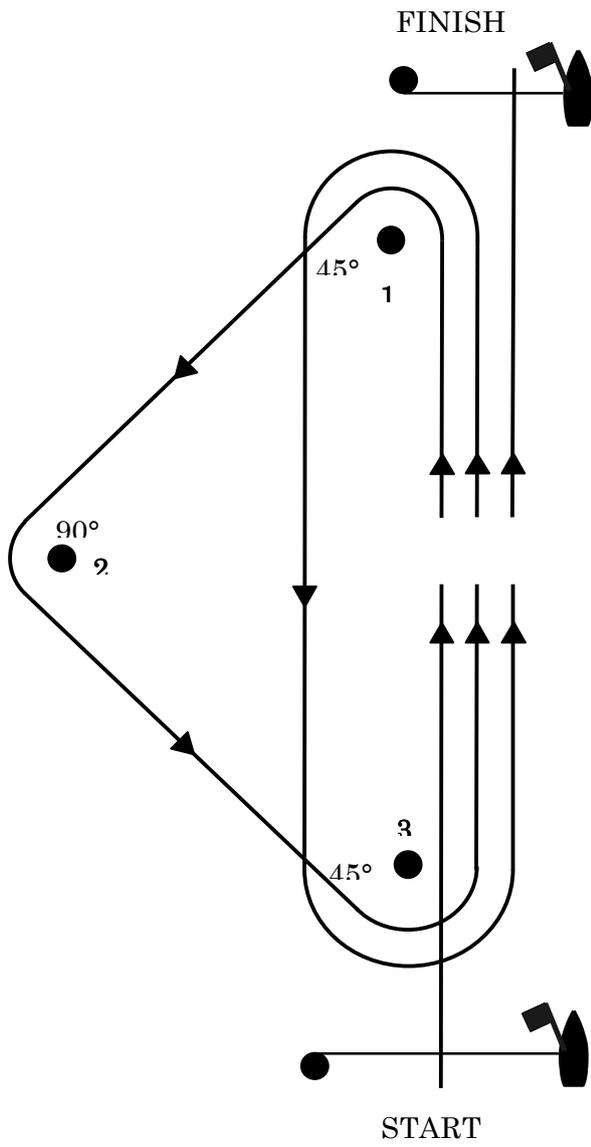
25. 保険

参加者は、各自、傷害保険に加入し、有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

添付図2 「コース」

コース 1

S-1-2-3-1-3-F



コース 2

S-1-2-1-2-F

